

令和6年度第2回木更津市史編集委員会 会議録

1. 会 議 名 令和6年度第2回木更津市史編集委員会
2. 開催日時 令和6年12月23日（月）午後2時00分～3時00分
3. 開催場所 木更津市役所駅前庁舎 防災室
4. 出 席 者 市史編集委員会委員 出席7名
成田篤彦委員長、實形裕介副委員長、小沢洋委員、石和田秀幸委員、
大関真由美委員、駒早苗委員、安田貴之委員
教育委員会事務局5名
廣部昌弘教育長、小高幸男教育部長、水越学教育部次長兼文化課長、
平野佐知恵係長、稲葉昭智副主幹
5. 議題及び公開又は非公開の別
協議事項
議題1 「木更津市史」の原稿として提出される著作物の利用に関する覚書
(案)の承認について
議題2 「木更津市史執筆要項」「木更津市史編さん事業原稿料支給基準」
の変更について
議題3 「デジタル作業部会」の活動について

報告事項 「仏像班」の発足について
借用資料および収集資料の取り扱いについて
「史料編4 古代」の増刷について
6. 傍聴人 なし

平野係長：それでは、ただいまから、令和6年度第2回木更津市史編集委員会を開会いたします。これからの進行を務めさせていただきます。文化課平野です。よろしくお願いいたします。

本日、島立委員、盛本委員、佐藤委員は欠席でございます。会議につきましては、附属機関設置条例第6条第2項の規定により、成立しております。また、会議は公開で行いますので、ご了承下さい。本日の傍聴人は、0人でございます。

初めに、廣部教育長よりご挨拶を申し上げます。

【廣部教育長あいさつ】

平野係長：廣部教育長ありがとうございました。続きまして成田木更津市史編集委員長よりご挨拶申し上げます。

【成田編集委員長あいさつ】

平野係長：ありがとうございました。それでは会議に入ります。会議に入る前に、資料の確認をお願いいたします。

【資料確認】

平野係長：それでは議事に入ります。議長は編集委員長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は成田委員長にお願いします。

成田委員長：これより議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。本日の次第に沿って進めます。

議題１「木更津市史」の原稿として、提出される著作物の利用に関する覚書（案）の承認について、事務局の説明をお願いいたします。

平野係長：資料１をご覧ください。令和５年度第３回編集委員会において、「木更津市史」の原稿として、提出される著作物の利用に関する覚書については、部会長会議で条項を一つずつ再検討し、修正することとなっております。部会長会議は具体的な問題点について協議する場となっており、それを受けて、事務局側がまとめさせていただきました。

今年８月に開催した部会長会議については、会議録を編さん部会委員全員に送付いたしました。その結果を反映させたものとなっております。こちらの覚書について承認をお願いいたします。

成田委員長：それでは、いま事務局から説明がありました。覚書全体に対しての質問を最初に受けて、その後に、条文をいくつかに分けて、簡潔に検討していきたいと思っております。

それではまず全体に対するご質問。ご意見ございましたら、お願いします。

石和田委員：古代部会の石和田です。史料編４古代が刊行されておりますが、デジタルコンテンツになる際には、もう一度、掲載している資料の所蔵機関に確認して、デジタルアーカイブへの搭載が可能かどうか、許諾を取らないといけなかったと思

うんですけれども、どうなるのでしょうか。

成田委員長：わかりました。それはその他の最後のほうで議論したほうがよろしいかと思う
んだけれども。事務局よろしいですか。

平野係長：こちらにつきましては、第7条、公衆送信のところでは第3項に乙および掲
載する史資料の原著作者、所有者、管理者の許諾を得なければならないとなっております
ので、許諾をとることとなります。

石和田委員：もし、許諾を得ることができなかった場合には、そこは、空欄といいますか、
白抜きなどの表現で。

平野係長：そのようになります。白抜きなどで、この部分については、インターネット上
では、公表いたしませんということになります。白く抜いたりでしたりとか、あるい
はコンテンツを作成する時点で、ある程度そういったものを省くような形で編集
するっていうことにはなりますが、それについては、デジタル作業部会などで検討し
ていくことになるかと思います。

成田委員長：よろしいですか、最初全体からとお話したので少し戻しまして、前文から4条
まで、なにかご質問等、ご意見ございますでしょうか。

よろしいですか。それではご質問等無いようですので、5条から6条とありま
して、7条まで、なにかご質問等ございますか。ご意見、質問等は。

先ほど、7条について、石和田委員からご質問ありましたけれどもよろしいで
すか。

そうしましたら、次に第8条から9条について、ご意見、ご質問をお願いしま
す。

それでは、ご意見がないようですので、10条から14条まではいかがでしょ
うか。

それでは、ご意見がないようですので、全体をとおして、なにかご意見、ご質
問がございましたら。お願いいたします。

實形委員：全体をとおしてということで、1条からすべて、議長のほうから確認いただいた

んですけども、確認も含めて。これは8月の部会長会議で、著作権や著作者人格権について、部会長のほうで理解、了承を得たうえで、改訂になってると思うんですけど、そのところで、だいぶ前の段階のときだったんですけど、自分の著作物で、使うときとかに、制限がかかると困るとか、いう話もでてたと思うんですけど。その辺はちゃんとこれでクリアされてるということによろしいんでしょうか。

平野係長：その部分については、第12条の、乙、皆さんが、甲、木更津市が「木更津市史」を公表する前に本件著作物、木更津市史に関連する著作物を、公表する場合又は、第3条に規定する、甲の編集著作物となった「木更津市史」の一部を転載するとき、事前に甲の承認、木更津市の承認を得るものとするとなっております。

報告のところで話す予定なんですけれども、市が借用、または収集した資料を用いて、市史が編さんされているわけなんですけれども、その資料であるとか、書かれた原稿について、資料を提供している側から、市史編さんにともなうことに限定して協力してますよということで、意見をされております。また、資料の借用についても、市史以外には使いませんということで、お借りしています。お話を記録させていただいたり、いろんなことに協力していただいているということもです。市史以外のことに使う場合には、協力していただいている方々から、市史のために提供しているので、文化課のほうから話をしてほしい、とのご意見をいただいております。当初のお約束ですと、市史のために使わせていただくということになっていました、他のところに使用したりということで、こういったことになります但よろしいでしょうかと、文化課から聞いてほしいと。編さん委員のほうからいわれるのは、自分たちの資料がどう使われているのか、ということになるんだということで、なにかに使われた場合に、所蔵情報が拡散するということにもなるので、直接たずねていらっしゃるような方が出てきたり、実害のおよぶこともあるということなんです。この12条、編さん委員の方が、自分が書いたのになぜ許諾が必要なのか、これは問題にもなってますということで、このあとちょっと報告でお話をしたいと。

成田委員長：ありがとうございました。どうですか、實形委員。

實形委員：勝手に使うってことはないので、執筆者と、木更津市との間で、連携を密にとつて、やりとりして、必ず許可を取ってくつてことでいいわけですね。ちゃんと手続きふめば、だめってことはないと思うんです。最終的には個人蔵のものなので所蔵者がいいというか、いわないかって話になってしまうと思います。

成田委員長：事務局お願いします。

平野係長：資料を所蔵してるかたに、資料使いたいと思っている市史編さん委員のかたが、市史編さん委員としてではなくて、研究者としての立場で、資料について公表すること自体も、なぜその資料を知っているんだということを言われる場合もあるので、市史のこの部分使いたい、文章にせよ、資料にせよ、所蔵者や関係者には文化課からお声がけをしないといけません。

實形委員：それは、私が個人蔵と言ったのは、個人個人でやるってことをまったく言ってないので。執筆者は木更津市を通して、市史編さんの成果を活用させていただくって話で。いいですかね、執筆者は木更津市のほうに、どういう利用をするか、つてのは、ちゃんと伝えてからやりますんで。個人蔵だからって、個人的になにかをやりとりするってのは、この市史の成果ではまったく想定してないので、その辺は説明させていただきます。執筆者と著作権等についてと資料の利用については、ちゃんと木更津市史のほうとやりとりしてから進めてくってことでいけば、著作権、著作人格権について何の問題もなく進むと思います。この覚書でちゃんとやっていけば、いいってことだと思います。

平野係長：よろしくをお願いします。

成田委員長：ありがとうございました。今第12条の話ができましたけれども。その他よろしいですか。

石和田委員：自然編はデジタルアーカイブで見ることができるんですけども、それは、例えば、コピーをしてペーストするとか、そういうことができないように、文字についても全部画像として、ホームページに搭載されています。自然編以外の、これからデジタル化される他のものについても、全部、コピーをできない、検索をかけられないというデジタルコンテンツの編さんの形になるんでしょうか。

成田委員長：事務局からお願いします。

平野係長：この件につきましても、この後、お話す予定だった、デジタル作業部会の話の部分と重なってくるんですけども。今後どのようなデジタルコンテンツを制作するかということも含め、デジタル作業部会のほうで検討していきたいと考えています。

検索ですが、国会図書館の光学文字認識技術を用いた NDL-OCR を導入することによって、PDF でも検索可能になります。

成田委員長：その他、ございますか。よろしいですか。

それでは、ご意見、ご質問がないようなので、議題1について、ご承認される方は、挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。挙手の数は本日の出席者、全員ですので、承認されました。事務局は対応をお願いいたします。

平野係長：承認されましたので、覚書を委員の方々と取り交わさせていただくことといたします。

成田委員長：次にまいります。議題2。「木更津市史執筆要項」、「木更津市史編さん事業原稿料支給基準」の変更について、事務局の説明をお願いいたします。

平野係長：資料2、3、3-2をご覧ください。執筆要項、原稿料支給基準、共に部会長会議で、協議することとなっております。執筆要項、資料3をご覧ください。執筆要項では、文章について、縦組み、3段であったものを、縦組み、一行、32文字、23行、2段組に変更。ふりがなはひらがなでふること。原稿で使用するソフトに、ワードの他、一太郎を加えることになりました。

その他、資料3-2について、自然部会から意見が出されています。自然部会では、現在、総論を編さん中ですが、そのなかで、年号・月日について、執筆要項ですと、12です。原則としては、和暦で表記し後ろにカッコ書きで西暦となっていますが、西暦、カッコ和暦のほうが自然科学の分野では標準であること、13の引用・参考文献についても、記述を自然編は独自性を持たせたいという意見が出ております。

このことについて原則、としてあるので、その中に含めることとするのか、あるいはこのように、自然編はこうしますということを、逐一要項に書いたほうがいいのかということも含め、協議いただければと思います。

また、原稿料支給基準では、筆耕翻訳とされていた文言をすべて原稿料に変更いたしました。そちらについても協議をお願いします。

成田委員長：資料2の木更津市史編さん事業原稿料支給基準ということについて、これでもよろしいですか。

石和田委員：古代部会は文字数にかかわらずというところを、文字数とは写真とか、図とかは文字とは別のものであるから、別に考えたらどうでしょうか、という意見をしまし

た。それに対して、それは別々にすると実際予算をどう積算すればいいかわからない、っていう意見の部会が多くて、1 ページ、4 千円でいうところを了解したんですが、本編を作るときに、何ページで作るという予定でいたのに、実際、書いていたらオーバーしたとか、逆にページが少なくなってしまったとかいう場合、予算っていうのはどうなるのでしょうか。

成田委員長：事務局のほういかがですか。ある程度、幅があってもよろしいかってことですが、けれども。

平野係長：原稿料については、報償費となりますので、ある程度の部分は問題なくできると思いますが、たいへん超過している場合は補正などでできないか対応することになります。

予算については、はっきりと申し上げることができませんので、そのときどきで調整しながら、行っていきたいと思っています。よろしくお願いします。

石和田委員：例えば、史料編の考古は、三分冊になる、そのくらい、ページ数が増えています。やっぱり作っていくなかで、増えたりする可能性もあるかもしれないと思うんです。基本的には最初ページ数は決めたほうがいいと思うんですけど。

平野係長：よろしいでしょうか。またご相談いただきながら、早めにページ数どうなのかというところがございましたら、協議させていただきたいと思います。

成田委員長：他に支給基準について、ご質問等ございますか。

實形委員：ここではもともと筆耕翻訳料というところが、原稿料に修正されたわけですけど。ここには、筆耕料も含まれてるということになりますか。

平野係長：原稿料は通史編のみです。史料編が刊行された後は、筆耕はもうないと思ってますが。

實形委員：そうですね、ここでは、通史編と民俗、自然。歴史系では、史料編の段階じゃないってことですね。そうすると、前のときの表記がおかしかったってことになるわけですね。それで、一ページあたりの、おおよその概算でするっていうところでいくってことですね。わかりました。

成田委員長：よろしいですか。その他はございますか。

駒委員：この、原稿料っていうのは、通史編ですよね。確認ですけど。今、近現代部会は、史料編をたいへんな思いをして作ってる最中なんですけど、解説を各章、節、項、ものによっては、いままで出てきていない資料が沢山ありますので、その説明をいれています。単純に原本資料を選定してそこに載せるだけではなく、資料の解説を載せるんですけども、それは別に原稿料というわけではないということでしょうか。

平野係長：そのとおりです。

成田委員長：では、よろしいですか。それでは議題2のですね、木更津市史編さん事業原稿料支給基準については、ご承認いただけますか。ご承認いただけるかたは、挙手をお願いします。

全員です、ありがとうございました。承認されましたので、事務局のほう対応をお願いします。

次に同じ議題2ですけども。執筆要項についての変更です。資料3ということになりますね。資料3の4（1）通史編は先ほどお話があったように、縦組みの一行32文字23行2段組と、関係しているところで、18番目ですね、5ページの18番目で、使用ソフトに一太郎を追加したと思うんですけど。そこまではよろしいですか。なにかそこについて質問はありませんか。

それでは、資料3-2ですけども。13ページのところに追加という形で、自然部会のほうで決定した内容を、ここで提案させていただこうと。若干追加説明しますと。自然編では、年月日に和暦（西暦）というような記述はまずありません。

それからもう一つ、自然分野では引用参考文献の場合は、著者（编者）の次に、必ず、発行年が来るのが決まりです。歴史のように発行年を一番最後に記載するというやり方はしません。将来、自然分野に進む子供たちも、当然、市史を見ると思いますので、初めから戸惑いがないように、自然編は自然科学の体裁をとって、執筆したいというのが希望ですし、すでに私どもは、刊行のための資料編の校正をしていると同時に、総論を執筆し始めていますので、部会長会議には諮っていないですけども、どんどん、仕事はすすんでいます。早めに執筆要綱を決めていただければ、各委員が安心して執筆できるかなということで、あえてお願いしたところです。

以上、追加説明ですが、なにかご質問等ございましたら、お願いします。

大関委員：一応、執筆要綱については部会長会議で、話われたということなので、個人的に気になったところの確認ですが。自然編のほうで、西暦（和暦）のほうがとお話があったんですけど、考古のほうは大丈夫なんでしょうか。

小沢委員：考古のほうは、年代に関しては調査暦の形で出てくるんですが。現状では和暦（西暦）でやらしてもらってます。あとは引用文献のほうですけども、自然編と同じように、著者、発行年、論文名の順で、一応これにあった形で、やっています。

成田委員長：ありがとうございます。

大関委員：もう一つ、事務局のほうに確認なんですけれども、今回出されている執筆要綱については、基本的には紙媒体でこれから出すものが基本であって、デジタルコンテンツ等加工したものもありますが、デジタルコンテンツのほうは記載の方法については、またあらためて、デジタル作業部会で検討するという認識でよろしいでしょうか。

成田委員長：事務局おねがいします。

平野係長：木更津市史の定義として、「デジタルコンテンツ等活用したもの」が含まれていますが、この執筆要項自体は紙媒体の刊本のことをさしています。通常デジタルコンテンツでテキストですとみんな横書きですし。デジタルコンテンツをどのようにするか自体、これからということなので、現在のところこの要綱は刊本のみを対象としています。

成田委員長：ほかにございますか、執筆要項について。

駒委員：和暦か、西暦かのことなんです。これは通史編ということだと思うんですけど、近現代は明治の途中で陰暦から太陽暦に変わっているので、どっちかにそろえるというたいへんな話になります。明治以降の和暦というのは、政変とかそういうものに左右されない。天皇がなくなったときに、和暦が変わるということなので、どちらかというと、太陽暦になってからは、西暦を前に出したいというのが希望で、資料編のほうでは、太陽暦を境に、その前は和暦が先、かつこで西暦、太陽暦が採用されてからは、西暦が先で、かつこで和暦というように、資料編は、みんなで話し合った結果、そういうふうにしています。できたら、通史編もそれで、合わせていけたらうれしいなと思っています。

成田委員長：事務局のほうお願いします。

平野係長：そうしましたら、原則として、と書いてありますので、各部会ごとに、変更があるという場合には、事務局のほうに相談していただき、その都度検討して、表示的にどうかということで決めていきたいと考えます。この執筆要項自体は、「原則として」を盛り込むことで、それぞれの部会の事情であるとか、それぞれの分野の書き方については盛り込まないという方向でいきたいと思いますが、どうでしょうか。

成田委員長：問題になっているのは、近現代と、それから、考古ですか。考古のほうの引用文献、いろいろあるわけですね。それを原則という言葉で、そのなかでそれぞれの部会のやり方を認めるという方向性でいってはどうかということですね。

そうすると、自然編のような場合にも具体的には入れないで、そうしてしまうということですか。

それともとりあえず、今回出されたものは全部認める、ということにしていくか、もう一度、やりなおすか。

具体的に文字に書いたものを出さないと、見当つかないところがあるんじゃないですかね。

平野係長：一冊の中で統一がとれているかどうかというところになるかなと思うんですけども。ある程度、多様性を認める。原則と入れることで、多様性を認めるかたちで、おねがいしたいんですけども。

成田委員長：そうしますと、ここでは、部会内で統一がとれてるかどうか。部会ごとの、それぞれの分野のちがいというか、体裁のちがいがあるわけですね。長い間つちかった、文化というか、そういうもの影響で、定型が決まってて、それが一番ふさわしいやり方だと決まっている。それは認めると。ただ、執筆要項に記載する場合はどういうふうにそれを含めて記載するかということ、次に問題になるかなあと思いますし。全部具体的に書くと大変ですね。

どうしますか。とりあえず、自然編だけ、多少急いているところもありますが。いちじるしく、違うのかなと感じも、しますけど、歴史系とは。

平野係長：自然部会については、自然編ではどのようにするかをもちこみたいですか。

成田委員長：もちこみたいです。もう部会内で決まっちゃってますから。それでもうすでに下書きを皆さんはじめてますので。

平野係長：事務局としては、全体でこうですよって部分に、自然編がこうだっていうのを、入れる必要があるかどうかってところを皆さんに協議していただきたいと思います。

成田委員長：わかりました。そうしましたら部会内で決めてますので、出してますけれども。そうすると原則という言葉で、自然編はこういう、引用文献なり、年号月日を、原則の中に書いていただいて、書いてあるから、こういうやり方で私どもはやりますよってことは認めてくださると。それで、原則を入れて、自然編も、考古も、その他についてもですね、それぞれの部会のやり方を認めると。いうことで、ここでは、承認するということにいたしますか。

よろしいですか。そうするとどこか文章に原則を入れないとまずいんじゃないでしょうか。

實形委員：一番最初に原則と入ってる。

成田委員長：12番目、5ページの12ですと、原則として和暦で表記、後ろに括弧書きで西暦を表すると。この原則を生かすということで、自然編も西暦、和暦ということでOKとすると、ですね。

13番目のところ、5ページの13ですが、他の文献より文中に引用するときは1、2行程度など短い場合は文字のわきに傍点を付して表記し、引用部分がそれ以上になる場合は、改行して行頭2文字下がりで引用する（傍点は不用）。

引用・参考文献は雑誌や書籍中の論文名は「」、著書・雑誌名は『』中に記載し、著者（编者）・文献・発行者（出版社）、発行年の順で巻末にまとめて表記する、と書いてある。原則というのはここには入ってない、だからここでは入れないとまずいかなと。

小沢委員：資料3-2のほうには原則と入っているでしょう。これと同じように、原則と入れればいいじゃないですか。

成田委員長：引用・参考文献の資料編3-2で、この原則を生かすということで、そうすると、資料3-2の13をそのまま生かして、四角で囲まれたところを削除するということですか。

そうすると13のところ、引用・参考文献は原則、と入ってて、発行年の順に、巻末にまとめると書いてありますね。四角のなかは削除。それでいいですか。

安田委員：12番なんですけど、原則として、和暦で表記し、というところで、括弧書きで

西暦、ただし、というところは、原則以外のものを言ってるので、自然編では、原則、西暦（和暦）が読めなくなっちゃうんじゃないかな。思うんですけども。いかがでしょうか。

成田委員長：ただしで切っちゃってますか。今 1 2 についても、ただしとあるから、自然編の、西暦（和暦）というふうに表記するということは、切れてしまうんじゃないかということですが。事務局のほういかがですか。

平野係長：先ほどから申し上げていますが、原則として、が最初にありますから、和暦で云々、ただしとあるわけですが、自然編については変更があることも、全体としてはこのままでいいと思っています。

成田委員長：他にございますか。

小沢委員：各編ごとに、統一がとれていて、それぞれの凡例にあった形であればそれでもいいと思います。ここについては、原則としてという書き方で、いいんじゃないかと。

成田委員長：それではよろしいですか。資料 3－2 を見て頂いて。年号月日の部分の四角で囲まれた、自然編では、原則西暦（和暦）とする。これを削除する。

次、引用文献・参考文献の 4 行目のところ。引用・参考文献は原則、これを生かして、その下の自然編、四角の中。これを削除する。そういうことでいかがですか。

評決にとってよろしいですか。今私が話したことで、ここで承認いただけますか。承認いただける方は挙手ねがいます。

全員です、ありがとうございます。承認されましたので、事務局のほう対応お願いしたいと思います。

平野係長：承知いたしました。

成田委員長：議題 3 の、デジタル作業部会の活動について、事務局の説明をお願いします。

平野係長：木更津市史編さん部会設置要綱に規定されているデジタル作業部会について、ご説明します。この部会がどのような部会であるべきかについて、部会長会議で協議いたしました。その結果、デジタル作業部会を構成する部会委員は現在活動している 6 部会の部会員から一名ずつ選出すること、ただし、部会長および編集委員との

兼務は妨げないとし、令和6年度発足、令和7年度にデジタル作業部会の役割や新しく迎え入れる部会委員の検討等について行うこととしたいということになりました。このことについて承認をお願いします。

成田委員長：それでは、いま事務局から説明がありましたけれども。デジタル作業部会の組織と役割についてですけれども。今7部会から一人ずつデジタル作業部会を兼任する、部会委員を選出すると、それで、デジタル作業部会を構成するということですが、なにかご質問ございますか。

大関委員：確認ですけれども。現部会各一名とのことですが、たしか、業者にも入っていただくような話があったと思いますが。そのへんをご説明をお願いします。

平野係長：当初は各部会委員の方から始めますが、新たに部会委員を加えたりということも検討を行っていきますので、その際に、適当な委員の方に部会委員になっていただくことも、検討していくことになります。

成田委員長：よろしいですか。これからだということなんですよ。発足は、令和6年度発足なんですよ。今年度でやるということですよ。7年度にデジタル作業部会の役割や、部会委員の役割を決めていくということですよ。

新しい新委員ですか。いままで委員でなかった、部会委員をデジタル部会委員として加えることを検討するということですかね。

よろしいですか。他に質問等ありますか。

それでは意見がないようですので、議題3について、ご承認される方は、挙手をお願いします。

全員です、ありがとうございました。事務局は対応をお願いします。

平野係長：承知いたしました。ここで各部会から、デジタル作業部会委員に選出する、編さん委員のお名前をいただければと思いますけれども。

小沢委員：考古部会から、加藤部会長を推薦いたします。

石和田委員：石和田、私が。

平野係長：中世は本日欠席ですが、江澤委員を推薦すると伺っています。

實形委員：近世のほうですけど、小関部会長のほうと相談して、大関委員を推薦することに

なりました。

駒委員：近現代は栗原委員で、お願いします。

成田委員長：自然部会は1月の会議で決めることにしております。少し待っていただきたい
と思います。

平野係長：ありがとうございました。

成田委員長：本日の議題は以上です。次に報告事項に入ります。報告事項について事務局か
ら報告をお願いします。

平野係長：報告事項としまして、まず、仏像班の発足についてご報告します。市史編さんに
伴う調査のなかで、中近世の仏像の調査の機会があり、調査できる方に部会委員に
新たに加わっていただくことになりました。中世、近世にまたがって調査し、中世
編、近世編の中にページを割くことになります。

成田委員長：ただいま、事務局から報告いただきましたけれども、このことについてご質問
ありましたら、お願いします。

小沢委員：調査というのは、中心になるような方がいらっしゃるんですか
。

平野係長：濱名徳順委員が、関わられています。

小沢委員：わかりました。

成田委員長：他ございますか。

駒委員：中世、近世が対象ということなんですけど。近現代は。

平野係長：ありますか。

駒委員：けっこうではないんですけど、いままででてないもので。

平野係長：検討いたしますので、情報等いただければと思います。

成田委員長：他にございますか。

石和田委員：古代も、先日伺って、検討中です。また決まりましたらお願いしたい。

成田委員長：その他ございますか。

實形委員：この仏像班ですけど、発足して報告書とかは、出したりすることを考えているのでしょうか。

成田委員長：事務局のほうお願いします。

平野係長：検討してはおりますが、いまのところは、中世編や近世編のなかで、一部、仏像のページを割くようなかたちで考えています。

成田委員長：新たに作らないということですかね。よろしいですか。

實形委員：他の時代もってことになってしまうわけですかね。

平野係長：そうです、他の時代にも、近世以外の古代、などにも掲載するというのであれば、古代の部分のページを割かせていただく。

實形委員：また各部会と、仏像班が話し合ったり、ってことがあるってことですな。

平野係長：そうですね。建物班に近い動きをしていただこうかなと思っているところです。

實形委員：わかりました。

成田委員長：建物班と同じような…ですね。それでは仏像班のことについて他にございますか。

それでは次の報告事項について、事務局からお願いします。

平野係長：先ほどお話ししてしまったところではあるんですけども。借用資料、収集資料の取り扱いについて、一度注意を喚起したいと思いまして、報告のほうにもりこませていただきました。

市史編さんに伴い市が借用または収集した資料を市史編さん委員が取り扱う場合の注意ということで、資料使用の承諾は市史編さんに伴うことに限定されて

いますので、そのほかのことに使用を希望する場合は、文化課にご相談いただき、文化課のほうから、その資料を、借用、収集に協力いただいて、方に相談するかたちになりますので、文化課にお話いただくように、お願いいたします。

成田委員長：先ほどもお話ありましたけれども、いまのことについて、ご質問等ございますか。

よろしいですか。それでは質問がないようですので、次の報告事項をお願いいたします。

平野係長：史料編4 古代増刷について報告いたします。史料編4 古代は3百冊の刊行となっており、完売が危惧されておりましたが、増刷のはこびとなりました。増刷分は二百冊となっています。今年度末までには納本されることになっています。また自然編 資料は現在校正中でこちらも今年度中の刊行となります。その他としまして木更津市史デジタルアーカイブへのアクセス数通算は23万5千件となっています。

成田委員長：ありがとうございました。史料編古代の増刷について、何か質問ございますか。増刷になったことは、大変喜ばしいことだと思います。

それでは意見がないようですので、最後にその他、全体としてですね、ご意見、確認事項などがありましたら、お願いいたします。

實形委員：冒頭の廣部教育長のあいさつにありましたが、遺跡見学がだいぶ盛況だということで、地元の史跡ってのは、意外と住んでる方でも、見に行く機会というか、説明を受ける機会ってのが、限られてると思うんです。実は来年ですね、2025年っていうのは、1825年、文政8年に、林忠英が加増されて、1万石以上の大名となって、貝渕藩が立藩して、2百年目の節目の年にあたるわけです。貝渕藩立藩2百年ってことで、貝渕の地元とか、その後請西藩になる請西とか、そのへんの史跡の探訪会だったり、講演会とかは、2百年って節目に合わせて、地元の方といっしょにできるんじゃないでしょうかってことで、お話させていただきました。

成田委員長：よろしいですか、今のことについて。参考までにということでよろしいですか。ありがとうございました。

他にございますか。それではないようですので、本日の議事は以上で終了となります。それでは、議長の職を解かせていただきます。本日はご協力いただきあ

りがとうございました。

平野係長：成田委員長、議事進行ありがとうございました。以上を持ちまして、第2回木更津市史編集委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。

令和6年12月23日

議事録署名人 木更津市史編集委員会
委員長 成田 篤彦